

淀川水系河川整備計画案に対する4府県知事共同意見案について

○前提条件

【大阪府の基本的な考え方】

- ①今後の整備計画実施にあたって府財政に過度な負担をかけない。
- ②上流の改修により現状の治水安全度を低下させない。(HWLを超過させない)
- ③大戸川ダムの可否は、上流府県の判断を尊重する。

滋賀県提案の代替案の検証

〔代替案の内容〕:

「天ヶ瀬ダム非常用容量(約330万m³)及び喜撰山ダムの揚水発電のための容量(約530万m³)を利用」すれば、計画降雨時でも下流淀川でHWLを超えないというもの

〔検証結果〕:

- 天ヶ瀬ダム非常用容量の活用：洪水処理計画に位置付けるものではない。
- 喜撰山ダムの活用：①所有者である関西電力の了解を得た案ではない。
②洪水時に常に使用できるものではなく、また、8.5時間という準備時間が必要であり、機動的な対応策ではない。

上記から、滋賀県案は「一時的緊急的措置」であり、「恒久的代替案」ではない。

淀川の水位がHWLを超えた場合の大阪府への影響

- 内水被害の増大：大阪府域の淀川沿川にある毛馬ほか、10基の排水機場が使えなくなる。(大阪府域排水ポンプ：合計750m³/sが停止)
⇒寝屋川流域だけでも約300億円の被害増
- 堤防への影響：安全性が低下し、破堤の危険性が高くなる。いつ破堤してもおかしくない。(万が一破堤した場合の被害想定資産：約20兆円)

○大戸川ダムの河川整備計画への位置づけについて

〔河川整備計画に位置付けた場合〕

【整備目標】

- 「戦後最大規模の洪水に対応する」という目標を達成。
- <課題> 3府県の同意。

【大津信楽線の整備】

- 現在の直轄事業のスキームで整備できる。(大阪府負担額約13億円)

〔河川整備計画に位置付けない場合〕

【整備目標】

- 滋賀県から適切な代替案の提示がないことから「戦後最大規模の洪水に対応する」という目標には達しない。(治水安全レベルを下げることとなる。)
- <課題> 各府県の治水安全レベル低下に対する同意。
 - ・桂川は2,600m³/s(整備計画3,000m³/s)までの改修しかできない。
 - ・大戸川は改修できない。

【大津信楽線の整備】

- ダム事業の休止処理として国において新たなスキームを構築することが必要。
- <課題> 国が新たなスキーム構築に同意しない可能性がある。

○大津信楽線整備に関する大阪府負担については、理屈がないことから負担しない。

<課題>

滋賀県の同意。

【大津信楽線の付替】(残事業費：約91億円)

- 国が新たなスキームを構築しない場合：
 - ・大阪府の負担が大きくなる可能性がある。
(最大約57億円要求される可能性あり)
 - ・この場合、大阪府の負担はすべて一般財源となる。
- 国が新たなスキーム構築に同意する場合：
 - ・現在のスキームでいくと大阪府の負担額は約13億円(内90%起債)
 - ・現在の直轄事業のスキームで対応する方が経済的。

淀川水系河川整備計画案に対する4府県知事共同意見案について

◆共同意見案

1. 基本的な考え方

- ・淀川水系全体のあり方は防災はもとよりまちづくりや環境など住民生活のあらゆる面に影響を与えるものであり、地域に責任を持つ地方公共団体の首長が共通の課題として取り組むことが重要である。
- ・現在、淀川水系内には、治水安全度の低い箇所がまだ多く存在しており、早急に治水のための対策を講じる必要がある。しかし、河川整備は大変長い期間を要し、環境等にも大きな影響を与えるものだけに、地域の合意を踏まえ優先順位を明確にしたうえで、様々な対策を複合的に進めていくことが重要である。特にダムについては、しっかり効果を検証しながら取り組みを進めていく必要がある。
- ・上流、中流、下流が琵琶湖の恩恵や今までの施設整備において果たしてきた役割を十分理解しながら、上・中・下流が共に真に助け合える河川政策の実現を目指すものである。

【大戸川ダム】

- ・大戸川ダムは、淀川水系流域委員会の報告にもあるように一定の治水効果があることは認める。しかしながら、施策の優先順位を考慮すると、現段階で、河川整備計画に位置付ける必要はないと考える。
- ・ダム本体建設着手時期については、府県の財政状況や施策の優先順位を考慮するとともに、桂川、宇治川の河川改修状況等を踏まえた上で、関係府県知事の意見を徴し、決定することを要望する。
- ・大戸川ダム予定地の生活再建に関わる事業や地域としての振興策等については、国としての責務を果たしていくことを要望するものであり、その場合には大阪府も京都府も応分の負担をすることも考える。

【川上ダム】

- ・川上ダムは中小洪水でも木津川、淀川まで全川にわたる水位低減効果を期待できることが流域委員会の報告でも述べられている。治水面、環境面等、最も大きな影響を与える三重県の判断を尊重し、川上ダムの建設については基本的に合意する。

- ダム本体工事着手は先送り。
- 「戦後最大規模の洪水に対応する」という目標には達しない。

<課題>

- 上流2府県の治水安全レベルの目標低下に対する同意。
 - ・桂川は2,600m³/s（整備計画3,000m³/s）までの改修しかできない。
 - ・大戸川は改修できない。

- ダム事業の休止処理として国において新たなスキームを構築することが必要。

<課題>

- 国が新たなスキーム構築に同意しない可能性がある。

- 大津信楽線整備に関する大阪府負担については、理屈がないことから負担しない。

<課題>

- 滋賀県の同意。

【大津信楽線の整備】（残事業費：約91億円）

- 国が新たなスキームを構築しない場合：
 - ・大阪府の負担が大きくなる可能性がある。（最大約57億円要求される可能性あり）
 - ・この場合、大阪府の負担はすべて一般財源となる。
- 国が新たなスキーム構築に同意する場合：
 - ・現在のスキームでいくと大阪府の負担額は約13億円（内90%起債）
 - ・現在の直轄事業のスキームで対応の方が経済的。

淀川水系河川整備計画案に対する4府県知事共同意見案について

◆共同意見案

【天ヶ瀬ダム再開発・宇治川】

- ・宇治川については、下流から順次整備が進められてきたが、天ヶ瀬ダム再開発は琵琶湖の後期放流や瀬田川洗堰の全閉操作の頻度を減少させるために有用というのが共通理解であり、下流淀川の治水安全レベルに影響を与えないよう配慮しながら、天ヶ瀬ダム再開発の前提となる三川合流部・宇治川下流の堤防強化・河道改修を完成させた上で、天ヶ瀬ダム再開発を完成させるべきである。
- ・観光や景観、地層・地質等について、地元に対して十分な配慮を求めるものであるが、天ヶ瀬ダム再開発については基本的に合意する。

【丹生ダム】

- ・丹生ダムについては事業計画や事業費も明らかにされていないことから、意見を述べることは不可能である。異常渇水対策の必要性も含め速やかに調査・検討の結果を提示し、関係府県と協議することを要望する。それまで意見を留保する。

【桂川】

- ・桂川の堤防強化や河道改修の緊急性は共通の理解であり、河道改修に伴う下流淀川の治水安全レベルに影響を与えないよう、天ヶ瀬ダムや川上ダムの運用等を工夫するとともに、段階的な施工等を検討し早急に整備を図る。

【事業費と実施時期】

- ・実施にあたっては、事業費、整備スケジュールについて十分流域府県民の理解が得られるよう協議調整を図ることを要望する。
- ・利水撤退などの追加費用についても十分協議調整を図ることを要望する。

【その他】

- ・ダムのように事業期間が極めて長い事業などについて、その再評価において、地域振興との兼ね合いで判断が難しい状況も発生することから、地域整備との関係を整理して新たなルールを作ることもあわせて要望する。